

付録 2

昭和52年度において講じようとする 公害防止に関する主要施策

目 次

第1章 基本的施策	367
第1節 大阪府環境管理計画の推進	367
第2節 大阪府公害防止条例の改正等	367
第3節 土地利用の適正化に関する施策	367
1 工場の適正分散及び集団化の促進	367
2 土地利用における公害防止の配慮	368
3 土地利用調査の実施	368
第2章 公害防止の諸施策	369
第1節 大気汚染対策	369
1 法律・条例に基づく規制	369
2 大気浄化計画の策定及びその推進	369
3 大気汚染現況調査等の実施	370
4 光化学スモッグ対策の推進	370
5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施	371
第2節 水質汚濁対策	371
1 法律・条例に基づく規制	371
2 水質汚濁負荷量削減計画の推進	372
3 水質汚濁の常時監視	372
4 下水道整備の推進	372
5 河川浄化事業の実施	372
6 河川の管理等	373
7 河川環境の整備	373
8 港湾環境の整備	373
第3節 騒音・振動対策	373
1 法律・条例に基づく規制	373

2	新幹線鉄道騒音対策	374
第4節	自動車公害対策	374
1	都市モノレール調査の実施	374
2	自動車排出ガス対策の推進	374
3	自動車騒音・振動対策の推進	375
第5節	航空機公害対策	375
1	大阪国際空港航空機公害対策の推進	375
2	大阪国際空港周辺整備機構に対する助成	376
3	大阪国際空港周辺土地利用計画等の策定	376
第6節	地盤沈下対策	376
1	法律・条例に基づく規制	376
2	地盤沈下状況の調査の実施	376
3	代替水の供給及び受水施設整備に対する助成	377
4	都市河川地盤沈下対策の実施	377
5	工業用水道の整備	377
第7節	廃棄物処理対策	377
1	産業廃棄物処理対策の推進	377
2	一般廃棄物処理対策の推進	378
第8節	農林・水産・畜産公害対策	378
1	農林・水産・畜産公害対策の実施	378
2	農業用水及び土壌汚染対策の実施	379
第9節	自然環境保全対策	379
1	法律・条例に基づく規制等	379
2	自然環境保全対策の実施	379
第10節	環境保健対策	380
1	健康被害に関する調査研究の実施	380
2	保健所における公害関連業務の実施	381

3	公害健康被害補償法の施行等	381
第11節	公害防止のための助成	382
1	中小企業者に対する公害防止資金の融資	382
2	市町村の公害防止行政等に対する助成	382
3	中小企業における公害防止技術の研究に対する助成	383
第12節	公害防止技術の開発及び指導	383
1	公害防止技術の開発等	383
2	公害防止技術の相談・指導	383
3	公害防止技術者の養成	383
第13節	公害の監視・検査・分析業務体制の整備	384
第14節	その他の公害防止対策	384
1	公害に関する苦情・相談の処理	384
2	公害関係事犯取締りの実施	384
3	大阪府公害審査会の運営	384
4	公害モニター制度の運営	384
5	公害防止管理者等に係る業務の運営	385
6	環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施	385
7	公害防止に関する知識の普及	385

参考資料	昭和52年度公害関係当初予算（関連事業を含む。）一覧	386
------	----------------------------	-----

第1章 基本的施策

第1節 大阪府環境管理計画の推進

昭和48年9月に策定した大阪府環境管理計画は、府の環境保全のための総合的、基本的な計画として、現在、府並びに府下市町村等が一体となってその推進に努めているところであるが、同計画策定後における諸情勢の変化に対応しつつ、同計画に盛り込まれた各種事業を更に具体化させるなど計画の積極的かつ円滑な推進を図る。

第2節 大阪府公害防止条例の改正等

公害発生源工場、事業場に対する規制等については、大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）及び同施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）等に基づいて積極的に推進しているところであるが、同条例の改正については環境関連法令等の動向に配慮しながら大阪府公害対策審議会の答申の趣旨に沿って引き続きその具体化について検討作業を進める。

また、同施行規則についても関係法令の改正等に対応して必要な改正を行い、その整備を図る。

第3節 土地利用の適正化に関する施策

1 工場の適正分散及び集団化の促進

公害を抜本的に解決するためには土地利用の適正化を図る必要があるが、特に工場と住宅の混在により発生する公害を防止するため、引き続き工場の適正分散及び集団化を促進する。

(1) 公害防止事業団の資金を活用して共同公害防止施設、共同利用建物、工

場移転用地、共同福利施設等の建設事業を促進する。

- (2) 市町村又はその開発公社が公害防止のための工業団地造成用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を財団法人大阪府都市整備協会等を通じて当該市町村又はその開発公社へ貸し付ける。
- (3) 中小企業の工場集団化による公害の解消に努めるため、財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業の促進を図る。

2 土地利用における公害防止の配慮

臨海部の造成地等における土地利用の決定に当たっては、公害防止の見地から最大限の配慮を行う。

3 土地利用調査の実施

府下各地域ごとの特性を把握し、都市発展の動向に適確に対応した合理的な都市計画を推進するため、本年度においても土地利用調査の継続と電子計算機処理システムの具体的な利用面の開発を進める。

第2章 公害防止の諸施策

第1節 大気汚染対策

1 法律・条例に基づく規制

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び大阪府公害防止条例並びに大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、硫黄酸化物、ばいじん、その他の汚染物質の排出規制について関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

また、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に基づく規制は市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の徹底を図り、工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 大気清浄化計画の策定及びその推進

大阪府環境管理計画に示された大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、引き続き大気清浄化計画に基づき、窒素酸化物を中心として、硫黄酸化物、ばいじん、炭化水素について次のような対策を推進する。

- (1) 窒素酸化物対策として、大発生源工場を中心に窒素酸化物排出量の削減指導を行うとともに防止技術の技術的、経済的評価を実施する。
- (2) 硫黄酸化物対策として、大気汚染防止法に基づく指定ばい煙総量削減計画を策定し、昭和53年度からの総量規制の実施に備えるとともに使用燃料の低硫黄化を一層促進するため、工場、事業場に対し、燃料の改善指導を行う。
- (3) ばいじん対策として、関係工場、事業場に対する集じん装置等の設置後の点検、指導を行う。

- (4) 炭化水素対策として、昭和50年度から実施している排出実態調査等をふまえて、引き続き炭化水素規制効果等測定調査を実施するとともに、大阪府公害防止条例に基づき防除装置の設置義務のある工場に対する点検、指導を強化する。

3 大気汚染現況調査等の実施

大気汚染の現況及び汚染物質の発生源の動向を経年的には握するため、引き続き次の諸調査を実施する。

- (1) 地域別硫酸化物汚染状況調査（本年度の測定点は302地点、うち大阪市内104地点、堺市内19地点及び高石市内3地点は各市が実施）
- (2) 地域別降下ばいじん汚染状況調査（本年度の測定点は100地点）
- (3) 浮遊粉じん環境調査（本年度の測定点は、浮遊粉じんについては9地点、うち大阪市内の3地点は大阪市が実施、浮遊粒子状物質については6地点）
- (4) 燃料使用状況調査（本年度の調査対象工場、事業場は約10,000、うち大阪市内分は大阪市が分担して実施）

4 光化学スモッグ対策の推進

光化学スモッグの発生原因を究明する等のため、昨年度に引き続き次のように諸調査を実施するとともに、緊急時の対策を推進する。

- (1) 光化学スモッグの発生源を調査するため、排出ガス中における大気汚染物質の濃度等の調査を実施する。
- (2) 光化学スモッグの発生を予測してその防止対策に資するため、常時監視による環境濃度の測定データ及び自動車排出ガス基礎調査資料を利用して発生機構の解明に努めるとともに、緊急時における発生源対策の必要な地域及びその対策の方法を明らかにする。また、紫外線照射装置を積載した移動測定車により各種の汚染物質の測定を行い、光化学スモッグ発生機構の多面的な解明を図る。

- (3) オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策として、関係工場に対し、ばい煙排出量の削減措置等を要請、勧告するとともに立入検査を実施し、必要に応じ緊急の調査班を現地に派遣して調査を実施する。
- (4) 炭化水素系有害物質排出施設に対し、光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討を進める。

5 大気汚染の常時監視及び緊急時措置の実施

大気汚染状況の常時監視体制を整備充実するとともに、緊急時における情報の伝達を速やかに行うなど適切な措置を実施する。

(参考) 大気汚染測定網の整備状況

(昭和51年4月1日現在)

区 分	局 数	左のうち府公害監視センターとテレメータで直結している局数
オキシダント測定局	98局	37局
窒素酸化物測定局	98	35
一酸化炭素測定局	70	26
硫黄酸化物測定局	116	41
浮遊粉じん測定局	114	42

(注) 府公害監視センターとテレメータで直結している局数には大気汚染観測車を含む。

第2節 水質汚濁対策

1 法律・条例に基づく規制

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和48年法律第110号）、大阪府公害防止条例及び上乗せ条例に基づき、関係工場、事業場に対する規制、指導を強力に実施する。

2 水質汚濁負荷量削減計画の推進

大阪府環境管理計画の目標達成のため、産業排水に係る有機性汚濁物質について瀬戸内海環境保全臨時措置法に基づくCOD（化学的酸素要求量）負荷量の削減目標達成の実績及びその効果をふまえながら更に将来の目標達成のための方策について検討を行う。

本年度はその検討の基礎資料とするため、次のような調査等を実施するとともに昨年度に引き続き窒素、リン等の未規制項目についてその削減の方策について検討を進める。

- (1) 業種別排水処理標準設定の基礎調査
- (2) 工場排水汚濁負荷量自動測定に関する調査

3 水質汚濁の常時監視

府下の主要河川及び大阪湾の水質の汚濁状況を常時監視するため、測定基準点を設け、河川管理者及び関係行政機関の協力を得て計画的に水質の監視、測定を行う。

4 下水道整備の推進

公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境を改善するため、引き続いて寝屋川北部、寝屋川南部、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、大和川下流及び南大阪湾岸の各流域下水道の整備を行う。

また、市町村が実施する公共下水道事業及び特定公共下水道事業に対して補助を行い、下水道整備を促進する。

5 河川浄化事業の実施

河川の汚濁を防止するため、従前から、都市河川浄化事業として、汚濁の著しい河川を対象に汚泥のしゅんせつを行ってきたが、本年度も引き続き神崎川、堂島川で実施するとともに寝屋川の汚泥堆積厚測量に着手する。

また、昨年度に引き続き、東横堀川で浄化水門の建設事業を進める。

6 河川の管理等

河川敷内への廃棄物の不法投棄を防止するため、従来から実施している河川パトロールに加えて、昭和49年度から制度化した河川管理協力員制度を効果的に活用するとともに防護柵の設置を推進する。また、河川へ流出した工場廃油処理のためのオイルフェンスを土木事務所及び工営所に常備する。

なお、府民の河川愛護精神及び公德心の高揚を図るため、河川愛護月間を設けて啓もう活動を行う。

7 河川環境の整備

河川敷内に堆積し、及び水面に浮遊するじんかいの清掃並びに雑草の刈取りを実施するほか、沈船の引揚げ等を行う。

8 港湾環境の整備

府営港湾の環境整備を図るため、港内に発生した廃油及びじんかいの処理を行うとともに、港湾の緑化を推進する。

第3節 騒音・振動対策

1 法律・条例に基づく規制

騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び大阪府公害防止条例に基づく騒音・振動に係る規制権限は、そのほとんどが市町村長に委任されているので、関係市町村に対する指導の強化、担当職員の技術研修の充実等により関係工場、事業所等に対する規制、指導の徹底を図る。

なお、振動規制法(昭和51年法律第64号)の施行については、現行条例に

よる規制との関連も併せて大阪府公害対策審議会に諮問（「振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方について」昭和51年11月諮問）しているので、その答申に基づいて規制基準の設定等を行う。

2 新幹線鉄道騒音対策

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）の設定に伴い、さきに環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定により、環境基準の当てはめ地域の指定（昭和51年大阪府公告第147号）を行ったところであるが、環境基準の早期達成を図るため、関係機関を通じて必要な対策の推進に努める。

第4節 自動車公害対策

1 都市モノレール調査の実施

環状輸送機関の導入により、府下の交通体系と周辺地域の整備を図るとともに自動車交通からの転換を促進するため、昨年度に引き続き、環状モノレール計画の調査を実施する。

2 自動車排出ガス対策の推進

(1) 国における自動車排出ガス低減対策として、一連の規制強化が図られてきたが、その実効を期するため、引き続き自動車の利用者等に対し規制内容の周知徹底を図るとともに、光化学スモッグ発生の防止対策として、自動車運行の自粛についての啓発、低公害車の普及促進、街頭における自動車排出ガスの検査体制を強化する。

また、国に対しては、発生源対策の強化と併せて全体交通量削減に関する抜本策の樹立を強く要望する。

(2) 自動車排出ガスの大気汚染予測手法の確立を図るため、昨年度に引き続き

き、環境庁の委託による低煙源拡散実態調査並びに道路周辺の汚染状況調査を実施するとともに、交通規制の実施効果等のは握に努め、路線別自動車排出ガスの現状に対する必要削減率の算定等を行う。

- (3) 都市における交通公害等の各種の交通障害に対処するため、更に都市総合交通規制を推進し、交通流の最適化、自動車交通総量の削減を図る。
- (4) 信号機の系統化、広域制御地域の拡大等管制業務の拡充強化により、自動車の走行状態の改善を図る。
- (5) 各種測定機器の活用による街頭での検問等により、一酸化炭素、炭化水素、黒鉛等自動車排出ガス規制違反の取締りを強化する。

3 自動車騒音・振動対策の推進

- (1) 大阪府環境管理計画の騒音に係る環境目標値の達成に資するため、府域において実施する各種施策の効果測定を実施する。
- (2) 都市総合交通規制の一環として、幹線道路における最高速度の引下げ、通行区分の指定等の交通規制を拡大実施する。
- (3) 自動車騒音・振動の原因となる速度超過、車両の整備不良、積載超過等の違反の取締りを強化する。

第5節 航空機公害対策

1 大阪国際空港航空機公害対策の推進

大阪国際空港周辺の航空機公害対策として、引き続いて次の措置を講じる。

- (1) 航空機騒音の常時測定のほか、必要に応じて航空機公害の実態調査を実施する。
- (2) 関係市が設置する学習、集会等のための共同利用施設に対し、国と同様、その建設費を補助する。

- (3) 航空機騒音防止対策として、市町村が行う学校等の公害防止工事に対して、その負担を軽減するため、市町村施設整備資金を活用して資金の貸付けを行う。
- (4) 大阪国際空港周辺整備機構による移転補償を受けて住宅等の移転を行う者が、それに要する資金を融資機関から借り入れた場合には、初年度融資金額300万円を限度として、年3.65%以内の利子を補給する。
- (5) 豊中市が実施する鼻出血医療対策事業に対して補助を行う。
- (6) 住宅の移転者に対して府営住宅の優先入居募集を行う。

2 大阪国際空港周辺整備機構に対する助成

大阪国際空港周辺整備機構の事業に対し、国とともに次の助成を行う。

- (1) 民家防音工事に対する補助
- (2) 再開発整備、代替地造成等の事業に対する資金の貸付け

3 大阪国際空港周辺土地利用計画等の策定

大阪国際空港周辺整備計画に基づく土地利用等の基本的方向を定める。

第6節 地盤沈下対策

1 法律・条例に基づく規制

工業用水法(昭和31年法律第146号)及び大阪府公害防止条例に基づく地下水の採取の規制を行うため、規制地域内の関係工場、事業場に対する規制、指導の徹底を図る。

2 地盤沈下状況の調査の実施

- (1) 府下の地盤沈下の状況をは握するため、引き続き水準測量調査(観測点441点)を実施するとともに、観測井戸により地下水水位及び地盤沈下の状況

を観測する。

- (2) 局所的な地盤沈下が著しい泉州地域について、地盤沈下を起こさない地下水の採取量（安全採取量）の検討を行うため、昨年度実施したボーリングにより採取した資料について、土質・地質の解析を実施する。

3 代替水の供給及び受水施設整備に対する助成

東大阪地域の関係市（東大阪市、八尾市、大東市及び四条畷市）に対し、上水道用地下水の採取抑制に係る代替水を供給するため、昨年度に引き続き府営水道受水施設整備事業について補助を行う。

4 都市河川地盤沈下対策の実施

平野川分水路の下流端に排水機場を設けて内水の水位低下を図り、地盤沈下地域の排水を良くするため、排水機場の建設に着手する。

5 工業用水道の整備

泉州地域の地盤沈下対策として、地下水の代替水を確保するため、昨年度に引き続き第5次工業用水道建設事業として、配水管の布設工事を実施するとともに中間ポンプ場の建設に着手する。

第7節 廃棄物処理対策

1 産業廃棄物処理対策の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び昭和49年7月に策定した大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、次のような対策を推進する。

- (1) 広域的な立場から産業廃棄物の最終処分地を確保するため、堺第7—3区（約280万㎡）において、引き続き海面埋立処分施設（えん堤）整備事業

を実施する。

- (2) 堺第7－3区における産業廃棄物の広域処理対策事業は、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として府域から排出される土砂、がれき及びこれらに類する廃棄物で直接埋立処分可能なものの埋立処分事業を引き続き実施する。

なお、広域処理対策事業のより円滑な推進を図るため、受入対象廃棄物及び受入量の拡大に努める。

- (3) 産業廃棄物の適正な処理を図るため、事業者責任を基本とする関係法令の趣旨に沿って、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の指導、監視を強化する。

2 一般廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の整備及び公害防止装置（洗浄集じん装置）の設置に対し助成措置を講じるとともに、公害防止装置から排出される塩の処理費用に対して引き続き助成を行う。

なお、ごみについてより適正な処理を推進するため、新たな処理技術を含めた検討を行う。

第8節 農林・水産・畜産公害対策

1 農林・水産・畜産公害対策の実施

農林・水産及び畜産業関係の公害対策として、昨年度に引き続き、次のような事業及び調査研究を行う。

- (1) 大気汚染による農作物等の影響に関する調査研究
- (2) 残留農薬に関する調査研究
- (3) 漁場環境等に関する調査研究

- (4) 漁場環境の常時監視
- (5) 畜産経営環境保全対策事業
- (6) 家畜ふん尿の処理技術に関する調査研究

2 農業用水及び土壌汚染対策の実施

都市排水の増加により農作物被害が増加している区域の水源転換、用排水分離水路の新設、改良を行うため、水質障害対策事業を推進する。

また、重金属による土壌及び農作物の汚染の実態調査及びその被害対策を引き続き実施する。

第9節 自然環境保全対策

1 法律・条例に基づく規制等

自然環境の保全を図るため、自然公園法（昭和32年法律第161号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）の規定に基づき、規制地域内で建設行為等を行う者に対する規制、指導を行う。

また、同条例の規定に基づき、自然環境の保全と回復の状況をは握し、必要な指導に当たらせるため自然環境保全指導員制度等を強化する。

2 自然環境保全対策の実施

自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然の回復に努めるため、次の諸施策を実施する。

- (1) 府政百年記念事業として、引き続き「府民の森」の造成を行い、北部林苑を重点的に整備する。
- (2) 緑化樹等の養成を行い、これを府民が協同して行う植樹及び公共施設の植樹のために無償配布するとともに、緑化推進構想（昭和52年2月策定）

に基づく施設緑化の基準の達成に努める。

- (3) 森林資源の造成と緑地の保全を図るため、民有地に分取契約による地上権を設定し、造林事業を実施するとともに、契約期限の到来する森林で緑地保全上必要なものについては、引き続き借地制度に切り換えて森林の保全を図る。
- (4) 土壌養分に乏しい不良成育林地を改良し、森林造成を行うほか、保安林整備計画により指定された水源かん養保安林を造成する。
- (5) 金剛山伏見地区、室池集団施設地区等の自然公園の施設整備を行い、秩序ある利用の推進を図るとともに、明治の森・箕面及び金剛生駒の両国定公園並びに東海自然歩道の管理事業を実施する。
- (6) 職場、家庭等の生活環境にうるおいを取りもどすため、引き続き花と緑の運動を推進する。
- (7) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき、野生鳥獣の保護、繁殖を図り、狩猟の適正化を図ることにより自然環境の保全に努める。
- (8) 水産資源の維持培養を図るため、高級魚類の稚魚生産技術の開発研究、淡水魚の品種改良、養魚技術の開発研究等を行うとともに稚魚の放流を実施する。

第10節 環境保健対策

1 健康被害に関する調査研究の実施

環境汚染による健康への影響について、大阪府公害健康調査専門委員会議の助言を得て、次の調査研究を行う。

- (1) 大気汚染が人の健康にどのような影響を及ぼしているかの実態を把握するため、調査対象地区に居住する40才以上の住民について、引き続き呼吸

器系疾患を中心とした医学的調査を実施するとともに、複合大気汚染の健康影響に関する基礎医学的及び疫学的調査研究を実施する。

- (2) 工場等から排出される汚染質による局地的な環境汚染問題について、工場等の周辺住民の健康調査等を実施する。
- (3) 光化学スモッグによる健康被害の実態を把握するための調査を実施するほか、必要に応じて緊急調査班を編成して現地調査を行う。
- (4) 食品、母乳、医薬品、上水道水源等について、PCB等の微量有害物質による汚染分布状況調査を実施するとともに人体への影響について研究を行う。
- (5) 環境汚染による健康被害の予防及び治療並びに調査研究体制の組織一元化を図るため、引き続き調査検討を進める。

2 保健所における公害関連業務の実施

公衆衛生の立場から公害に係る苦情相談、地域の特性に応じた環境汚染による人体影響に関連する各種の調査、衛生教育等を実施する。

3 公害健康被害補償法の施行等

- (1) 公害健康被害者の公正、迅速な保護を図ることを目的とする公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）に基づき、大阪市、豊中市南部、堺市西北部、吹田市南部及び守口市がその適用地域に指定されているが、本年度は適用地域の追加指定について東大阪市並びに八尾市との連携のもとに国に対し働きかける。
- (2) 指定疾病患者が死亡した場合、関係市とともにその遺族に対し見舞金を支給する。

第11節 公害防止のための助成

1 中小企業者に対する公害防止資金の融資

- (1) 中小企業における公害防止施設の設置・改善、工場移転等を促進するため、引き続き中小企業公害防止資金特別融資制度の積極的な運用に努める。

融資目標額 24億5千万円

融資限度額 原則として2,000万円

ただし、無担保融資400万円

融資期間 7年以内

- (2) 中小企業者が共同して行う共同公害防止事業に対し、中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）による中小企業高度化資金を積極的に活用して資金貸付けを行う。
- (3) 中小企業設備近代化資金貸付けのうち、公害防止設備に係る貸付けについては、一定期間いつでも申込みができるよう便宜を図るほか、優先的に貸付けを行う。
- (4) 中小企業合理化機械月賦販売制度については、あっせん機種等の指定の拡大を図る。

2 市町村の公害防止行政等に対する助成

- (1) 公害検査分析機器等の整備に対する補助

大阪府公害防止条例に基づき水質汚濁に係る規制権限を委任した市に対し原子吸光光度計、また、その他の市町村に対しては自動車排出ガス測定器の整備に必要な経費の $\frac{1}{2}$ 以内の額を補助する。

- (2) 公害防止事務費交付金の交付

大阪府公害防止条例に基づく事務を委任をした市町村に対し、引き続き交付金を交付する。

- (3) 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が被害漁業者等に対して行う金融措置について利子補給を行う。

3 中小企業における公害防止技術の研究に対する助成

中小企業の実情に即した公害防止対策を推進するため、中小企業が組合単位で行う研究事業及び財団法人関西産業公害防止センターが行う公害防止技術の研究事業に対し、引き続き助成措置を講じる。

第12節 公害防止技術の開発及び指導

1 公害防止技術の開発等

本年度は次のテーマを選び研究開発を行う。

- (1) 窒素酸化物触媒分解に関する研究
- (2) 履物用無溶剤接着剤の開発研究
- (3) 低周波燃焼騒音の抑制に関する研究
- (4) 新捺染技術に関する研究
- (5) 節水型洗浄技術の開発
- (6) 放射線利用による環境汚染に関する研究

2 公害防止技術の相談・指導

府立工業技術研究所及び府立繊維技術研究所において、公害防止技術についての相談・指導を行うほか、公害発生のおそれがある企業又は公害防止の技術指導を必要とする企業に対し、巡回技術指導を実施する。

3 公害防止技術者の養成

中小企業における公害防止体制の強化を図るため、各種の技術者研修を実施する。

第13節 公害の監視・検査・分析業務体制の整備

公害試料の分析機能の充実を図るため、引き続き検査分析機器を増強し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の検査、分析業務を推進する。

第14節 その他の公害防止対策

1 公害に関する苦情・相談の処理

公害に関する苦情・相談については、公害室各課、府の各保健所、府警察本部及び警察署並びに市町村公害担当部課が相互に密接な連携を保ちながら、その迅速かつ適切な処理に努める。

2 公害関係事犯取締りの実施

関係行政機関との連携を密にしながら府民の健康を害し、また、日常生活に直接被害を与える悪質又は重要と認められる公害関係事犯を対象に重点的な取締りを積極的に推進する。

3 大阪府公害審査会の運営

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づいて設置された大阪府公害審査会において、その紛争事案の処理に努めているが、引き続き継続中の調停等の事案の進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合にはその事案の早期処理に努める。

4 公害モニター制度の運営

府公害モニター制度を次のように運営する。

- (1) 公害モニター担当地区の公害発生状況等に関し、報告及び意見を求める。
- (2) 研修会等を実施して公害に関する情報を提供することにより、モニター

活動の円滑化を図る。

5 公害防止管理者等に係る業務の運営

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき公害防止管理者等の選任が義務づけられている特定事業者に対し、公害防止管理者等の選任及び届出等が適正に行われるよう指導する。

6 環境計量証明事業及び環境計量士の登録事務の実施

計量法（昭和26年法律第207号）に基づき、環境計量証明事業及び環境計量士の登録等の事務を行う。

7 公害防止に関する知識の普及

府民及び事業者に対し、公害に関する知識の普及を図るため、引き続き公害白書の刊行及び公害防止に関する各種啓発パンフレット等の資料の発行、環境月間の設定に伴う諸行事の実施等の措置を講ずる。

参考資料 昭和52年度公害関係当初予算(関連事業を含む。)一覽

(1) 部 別 (單位：千円)

部 名	5 2 年 度	5 1 年 度	増 減
企 画 部	14,610	14,610	0
生 活 環 境 部	8,117,919	7,826,767	291,152
衛 生 部	500,350	328,766	171,584
商 工 部	736,902	703,745	33,157
農 林 部	1,196,127	1,073,408	122,719
土 木 部	31,146,042	24,566,384	6,579,658
建 築 部	50,000	67,200	△17,200
水 道 部	6,705,060	3,202,008	3,503,052
公 安 委 員 会	1,100,956	985,109	115,847
教 育 委 員 会	8,900	213,848	△ 204,948
合 計	49,576,866	38,981,845	10,595,021

(2) 種 目 別

(単位：千円)

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
大 気 汚 染 対 策	大気浄化計画 実施費	7,968	6,656	1,312	大気汚染物質削減計画実施費
	大気汚染防止 規制指導費	10,159	9,916	243	大気汚染防止法等施行費
	(特別会計) 学校等公害防止 施設整備事業費	40,000	40,000	0	大気汚染防止施設整備資金 貸付金
	一般廃棄物 処理施設 整備費補助金	410,370	453,716	△43,346	洗浄集じん装置設置費補助 金
	公害防止装置 設置事業債 利子補給金	219,064	261,224	△42,160	洗浄集じん装置債利子補給 金
	公害防止装置 排出塩処分 補助金	21,800	28,800	△7,000	洗浄集じん装置排出塩処分 費補助金
	悪臭防止法 施行費	1,228	1,228	0	
	自動車 公害対策費	10,225	10,066	159	自動車排出ガス対策推進費 4,237 自動車排気ガス処理装置 触媒取替費 5,988

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
大気汚染対策	舗装道新設費	522,000	539,400	△17,400	
	道路改良費	550,000	340,790	209,210	
	交通安全施設等整備費	1,337,424	1,079,462	257,962	交差点改良事業費 106,500 横断歩道橋設置費 152,000 交通管制センター拡充強化費 439,934 地域制御区域拡大費 479,160 信号機の系統化事業費 159,830
	小計	3,130,238	2,771,258	358,980	
水質汚濁対策	水質汚濁負荷量削減計画実施費	3,000	8,000	△5,000	水質汚濁物質削減計画策定費
	一般廃棄物処理施設整備費補助金	91,675	50,750	40,925	し尿処理施設整備費補助金
	水質汚濁防止規制指導費	12,031	9,573	2,458	水質汚濁防止法等施行費 9,100 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行費 2,931

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
水 質 汚 濁 対 策	(特別会計) 中宮病院汚水 排水対策費	296,594	0	296,594	汚水処理槽設置費
	漁業公害対策費	6,965	106,334	△99,369	漁場保全対策費
	下水道整備費	25,827,500	20,381,000	5,446,500	流域下水道費 24,589,000 公共下水道費 1,196,000 特定公共下水道費 42,500
	都市河川 浄化事業費	327,000	244,000	83,000	
	船舶廃油処理場 維持費	67,848	56,984	10,864	
	港湾施設改修費	0	53,500	△53,500	
	公害取締対策費	714	714	0	水質検査委託料
	府立学校 汚水排水対策費	0	25,300	△25,300	
	(特別会計) 浄水場排水処理 設備建設費	1,460,000	922,642	537,358	水道事業会計(村野浄水場)
	小計	28,093,327	21,858,797	6,234,530	

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
騒音・振動対策	大阪国際空港 周辺対策費	104,312	86,968	17,344	共同利用施設建設費補助金 91,800 住宅等移転資金利子補給金 10,615 事務費 1,897
	大阪国際空港 周辺整備 機構助成費	279,043	343,626	△64,583	事業資金貸付金 228,000 民家防音工事費補助金 50,746 事務費 297
	(特別会計) 学校等公害防止 施設整備事業費	460,000	640,000	△180,000	航空機騒音防止施設整備資 金貸付金 365,000 自動車騒音防止施設整備資 金貸付金 95,000
	騒音・振動 規制指導費	1,844	1,822	22	騒音防止法等施行費
	舗装道改修費	515,000	391,600	123,400	
	公営住宅 騒音対策費	39,900	40,000	△100	
	小計	1,400,099	1,504,016	△103,917	

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
地盤沈下対策	地盤沈下規制指導費	3,472	2,244	1,228	工業用水法等施行費
	上水道地盤沈下対策費	154,821	269,120	△ 114,299	代替受水施設整備費補助金
	都市河川地盤沈下対策費	450,000	330,000	120,000	
	(特別会計) 地盤沈下対策事業費	5,245,060	2,279,366	2,965,694	第3次工業用水道事業費 1,480,730 第4次工業用水道事業費 1,111,330 第5次工業用水道建設事業費 2,653,000
	小計	5,853,353	2,880,730	2,972,623	
土壌汚染対策	農用地土壌汚染対策費	81,028	74,578	6,450	水質障害対策事業費 80,528 水質汚濁農業被害実態調査費 500
	小計	81,028	74,578	6,450	
廃棄物対策費	一般廃棄物処理施設整備費補助金	63,879	20,000	43,879	ごみ処理施設整備費補助金

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
廃棄物対策費	産業廃棄物広域処理対策費	2,401,885	2,102,814	299,071	海面埋立処分施設(えん堤)整備費 2,400,000 事務費 1,885
	一般廃棄物処理指導監督費	8,922	8,922	0	市町村指導監督費 3,922 衛生管理協同組合共同事業費補助金 5,000
	産業廃棄物処理指導監督費	35,096	31,270	3,826	処理業者等指導監督費
	道路環境整備費	256,122	232,122	24,000	
	公害取締対策費	403	403	0	産業廃棄物検査委託料
	小計	2,766,307	2,395,531	370,776	
新種公害対策	電波障害防止対策費	10,100	27,200	△17,100	テレビ受信障害者に対する共同アンテナ設置費
	小計	10,100	27,200	△17,100	
調査・研究	公害基本対策費	19,520	19,606	△86	公害行政総合調整費
	公害モニター運営費	10,127	10,127	0	公害モニター 327人(中学校区に1人)

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
調 査	公害紛争処理費	2,588	2,583	5	公害審査会運営費
	公害防止計画 進行管理費	3,115	5,144	△2,029	
	公害現況等 調査費	14,495	10,589	3,906	地域別いおう酸化物汚染状 況調査費 5,150 燃料使用量調査費 4,800 地域別降下ばいじん調査費 2,539 浮遊ふんじん環境調査費 1,412 窒素酸化物汚染状況調査費 594
研 究	光化学スモッグ 対策費	5,704	6,987	△1,283	総合調整費 1,050 被害者発生時緊急調査費 792 発生源工場等実態調査費 2,856 人体影響調査費 1,006
	自動車公害 対策費	36,733	8,789	27,944	道路汚染調査費 5,368 低煙源(自動車排出ガス) 拡散実態調査費 30,865 自動車騒音調査費 500

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
調査研究	振動調査費	2,377	0	2,377	振動規制検討費
	大気水質調査研究費	6,433	6,757	△324	大気調査研究費 2,476 水質調査研究費 2,457 大和川水質(底質)調査費 1,500
	地下水安全採取量調査費	6,500	7,000	△500	地質調査分析費
	廃棄物処理調査研究費	3,000	3,000	0	一般廃棄物処理調査研究費
	放射線利用環境汚染研究費	14,610	14,610	0	放射線利用による元素分析方法の研究
	公害人体影響調査費	13,297	14,485	△1,188	大気汚染人体影響調査費 3,812 大気汚染地区住民健康調査費 6,098 生活環境汚染影響調査費 3,387
	P C B 対策調査費	15,000	24,620	△9,620	P C B 汚染分布状況調査
	有害食品特別対策費	15,020	14,717	303	主要食品中の重金属、残留農薬等検査費
	公害衛生研究費	1,477	1,549	△72	公衆衛生研究所公害衛生研究費

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
調査研究	公害保健調査研究体制整備費	587	600	△ 13	
	公害対策指導研究費	7,242	7,623	△ 381	窒素酸化物触媒分解に関する研究費
	公害防止技術研究費	32,000	35,532	△3,532	履物用無溶剤接着剤の開発研究費 18,200 低周波燃焼音の抑制に関する研究費 10,000 新捺染技術に関する研究費 3,500 節水型洗浄技術に関する研究費 300
	漁業公害研究費	14,190	13,456	734	海洋公害調査費 3,567 漁業環境調査費 9,259 漁業公害対策試験費 778 汚水魚試験調査費 586
	農作物公害研究費	16,476	17,704	△1,228	農作物に対する公害試験研究費
	畜産公害研究費	27,305	25,775	1,530	家畜排泄物処理技術試験研究費 6,833 畜舎悪臭物質測定試験費 872 養豚環境保全対策試験費 19,600

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
調 査 研 究	農業公害研究 体制整備費	14,840	5,590	9,250	実験室改修等
	土地利用調査費	13,500	15,000	△1,500	環境良化調査費
	総合都市交通 体系調査費	30,000	30,000	0	自動車交通量抑制対策調査 費
	交通公害対策費	11,097	11,681	△584	交通量調査費
	学校公害 実態調査費	8,660	5,796	2,864	環境検査器具購入費 3,660 大気汚染健康影響調査費 5,000
	小計	345,893	319,320	26,573	
監 視 ・ 測 定	公害防止条例 委任事務費	73,928	70,037	3,891	市町村交付金等
	公害検査 分析機器等 整備費補助金	13,900	14,040	△140	市町村補助金
	公害室堺分室 運営費	28,767	28,703	64	管理運営費等

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
監視定	公害監視センター運営費	326,512	322,273	4,239	管理運営費 66,376 検査分析機器等整備費 29,370 大気・水質常時監視費 191,613 大気・水質・騒音・振動 検査業務費 39,153
	大気汚染観測局整備費	18,800	26,500	△7,700	備品購入費
	公共用水域常時監視費	100,647	94,182	6,465	河川・海域水質常時監視費
	地盤沈下規制指導費	42,660	41,163	1,497	地盤沈下量測定費 12,550 水準点測量費 30,110
	苦情相談処理費	4,368	4,411	△43	大気・水質・特殊公害苦情 相談処理費
	漁業公害監視費	1,800	1,800	0	漁業公害調査指導事業費
	公害取締対策費	3,830	3,861	△31	公害関係事犯採証機器整備 費
	航空機騒音対策費	4,293	4,311	△18	航空機騒音常時監視費
	小計	619,505	611,281	8,224	

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
公害 保健 対策	公害健康被害 補償法施行費	6,435	6,393	42	公害病認定患者死亡見舞金 6,000 事務費 435
	大阪国際空港 周辺対策費	50	50	0	鼻出血医療費補助金
	保健所公害 業務費	2,548	2,627	△79	公害担当職員活動費 23保健所
	光化学スモッグ 対策費	240	2,752	△2,512	酸素吸入器設置費
	小計	9,273	11,822	△2,549	
中小 企業 対策	中小企業公害 防止資金特別 融資促進費	3,088,098	3,082,063	6,035	融資目標 24億5千万円 貸付利率 年8.9% 貸付期間 7年 利子補給 小企業 7.9% 中企業 6.9%
	公害防止技術 向上対策費	4,775	5,730	△955	公害防止技術者養成事業費 3,409 公害防止技術指導相談費 686 公害防止巡回技術指導費 680

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
中小企業対策	勸関西産業公害防止センター補助金	1,000	1,000	0	原子吸光光度計の自動化システムに関する研究費
	水銀等被害中小企業緊急融資利子補給金	1,685	3,100	△ 1,415	
	(特別会計) 公害防止資金貸付金	390,200	350,760	39,440	公害防止設備設置資金貸付金 高度化資金 115,200 設備近代化資金 275,000
	小計	3,485,758	3,442,653	43,105	
関連都市施設等整備	工場適正分散化促進費	150,000	150,000	0	工場移転跡地買上事業資金貸付金
	花と緑の運動推進事業費	13,498	17,760	△ 4,262	花木等の植樹推進費 4,365 花と緑の運動推進啓発費 9,133
	公園緑地整備費	1,744,881	1,184,023	560,858	都市公園整備費 1,564,881 府道緑化事業費 30,000 淀川河川敷公園整備負担金 150,000

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
関連都市施設等整備	緑道整備事業費	122,000	106,500	15,500	
	河川環境整備費	266,970	244,005	22,965	
	港湾環境整備費	164,611	271,960	△ 107,349	
	小計	2,461,960	1,974,248	487,712	
自然環境保護	府民の森整備費	380,984	283,946	97,038	
	環境緑化推進費	205,280	206,588	△ 1,308	緑化樹養成
	鳥獣保護事業費	18,754	15,581	3,173	
	栽培漁業推進費	10,994	10,557	437	稚魚放流
	内水面増殖費	5,024	4,459	565	◇
	府行造林事業費	90,551	80,505	10,046	
	特殊林地改良事業費	16,669	14,360	2,309	

区分	事業名	52年度	51年度	増減	摘要
自然環境保護	水源林造成事業費	24,011	32,820	△ 8,809	
	自然環境保全費	155,522	108,542	46,980	
	小計	907,789	757,358	150,431	
民間企業団体実施事業	中小企業集団化事業貸付金	300,000	300,000	0	中小企業団地開発協会貸付金
	畜産経営環境保全施設整備費	59,029	35,207	23,822	畜舎環境施設整備費 35,211 畜産経営環境保全集落群育成事業費 23,818
	森林造成事業費	53,207	17,846	35,361	造林事業費補助金
	小計	412,236	353,053	59,183	
合	計	49,576,866	38,981,845	10,595,021	